

第4次吹田市地域福祉計画 策定期間の延長について

1 延長理由

第4次吹田市地域福祉計画（以下「4次計画」といいます。）については、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までとして、昨年8月7日付けで吹田市地域福祉計画推進委員会に策定に係る諮問を行い、本年度中に策定するものとして、当委員会において審議が進められてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、策定に係る審議や庁内調整はもとより、地域福祉の推進に不可欠である地域活動にも多大な制限を受けている状況となっており、各種会議や行事の開催等を含め、様々な活動において新しい生活様式を踏まえた対応が求められているところです。

こうした状況の中、十分な感染予防対策を講じる等、新しい生活様式を踏まえたうえで策定業務を進めるためには相応の期間を要することになるため、本市としては、当初予定していた今年度中の計画策定は困難であると判断しました。

このため、4次計画の策定に係る期間を令和3年度末まで1年延長するとともに、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までとするものです。

2 今後の策定スケジュール（案）

（1）地域福祉計画推進専門分科会（旧地域福祉計画推進委員会）

令和2年：第5回（本日）、第6回（11月）

令和3年：第7回（2月）、第8回（6月）、第9回（8月）

（2）地域福祉計画推進専門分科会策定部会（旧地域福祉計画推進委員会策定部会）

令和2年：第4回（12月）

令和3年：第5回（3月）、第6回（5月）

（3）4次計画の答申

令和3年9月

※その他、詳細は5ページ「第4次地域福祉計画策定スケジュール案（策定期間延長後）」のとおり。

3 現計画の期間延長に伴うパブリックコメント

4次計画の策定期間延長に伴い、令和2年度が終期となる現計画（3次計画）の期間を1年延長し、終期を令和3年度としますが、計画の一部改正となることから、パブリックコメントを実施する必要があります。

このため、本件に係るパブリックコメントを今秋に実施する予定です。